

## 1 計画の基本的事項

### (1) 法令の根拠

この計画は、男女共同参画社会基本法第14条及び香川県男女共同参画推進条例第8条に基づき策定する法定計画である。

### (2) 計画期間

この計画では5年間（令和3年度～7年度）の施策の方向と具体的施策を示す。

	施策の方向	具体的施策
【当初計画】 「かがわ男女共同参画プラン」	平成13年度～22年度	平成13年度～17年度
「かがわ男女共同参画プラン（後期計画）」		平成18年度～22年度
「第2次かがわ男女共同参画プラン」	平成23年度～27年度	平成23年度～27年度
【現行計画】 「第3次かがわ男女共同参画プラン」	平成28年度～令和2年度	平成28年度～令和2年度
【次期計画】 「第4次かがわ男女共同参画プラン」	令和3年度～7年度	令和3年度～7年度

## 2 計画策定の背景

	平成22年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
人口（各年度10月1日時点） （「香川県人口移動調査」結果より）	996千人	976千人	972千人	968千人	962千人	956千人
労働力人口（年平均） （「労働力調査」モデル推計による都道府県別結果より）	515千人	493千人	492千人	496千人	501千人	500千人
社会全体で男性が優遇されていると考えている人の割合 （「香川県男女共同参画社会に関する意識調査」結果より）	67.4% (H21年度調査)	71.1% (H26年度調査)	—	—	—	70.0%
県の審議会等に占める女性委員の割合（各年度末時点） （男女参画・県民活動課調べ）	35.7%	37.5%	35.8%	36.4%	36.8%	35.4%

## 3 計画策定の視点

- (1) 社会情勢への対応
- (2) 男性にとっての男女共同参画
- (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現

## 4 計画の基本理念

香川県男女共同参画推進条例第3条に定める次の4つの基本理念を計画の基本理念とする。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 社会における制度又は慣行が、男女の活動の自由な選択に影響を及ぼさないための配慮
- (3) 政策等の立案及び決定への共同参画
- (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

## 5 施策体系（案）

基本目標	重点目標	施策の方向
I 男女共同参画 社会の実現に 向けた基盤づ くりの推進	①男女共同参画の視点に 立った意識の改革、社 会制度・慣行の見直し	(1) 人権尊重を基盤とした男女共同参画に関する広報・啓 発活動の推進 (2) 男女共同参画に関する情報の収集・整備・提供 (3) メディア等における男女共同参画の視点での表現
	②男女共同参画を推進し 多様な選択を可能にす る教育・学習の充実	(1) 男女共同参画を推進する教育・学習 (2) 多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実 (3) 生涯を通じた多様な学びの支援
	③国際的視点に立った男 女共同参画の推進	(1) 国際的視点に立った男女共同参画の推進
II あらゆる分野 における女性 の活躍の推進	④政策・方針決定過程へ の女性の参画の拡大	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 人材の養成と情報・資料の収集・整備・提供
	⑤新しい働き方の推進等 による仕事と生活の調 和の実現	(1) ワーク・ライフ・バランスの実現 (2) 労働者が安心して働ける環境づくり (3) 地域における子育てや介護支援の充実
	⑥働く場における女性の 活躍推進	(1) 働く女性の活躍推進 (2) 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にする雇用環 境等の整備
	⑦農林水産業における男 女共同参画の推進	(1) 女性の主体的な経営参画推進 (2) 女性・高齢者が働きやすく活動しやすい環境づくり
	⑧地域における男女共同 参画の推進	(1) 地域における男女共同参画の推進
	⑨科学技術・学術におけ る男女共同参画の推進	(1) 科学技術・学術における男女共同参画の推進
III 安全・安心に 暮らせる社会 の実現	⑩防災における男女共 同参画の推進	(1) 防災分野における女性の参画拡大 (2) 防災の現場における男女共同参画の推進
	⑪女性へのあらゆる暴 力の根絶	(1) 女性への暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力の防止、被害者の保護および自立 支援の推進 (3) 性犯罪・性暴力への対策の推進 (4) 子ども、若年層に対する性暴力の根絶に向けた対策の 推進 (5) 売買春への対策の推進 (6) セクシュアルハラスメント防止対策の推進 (7) ストーカー行為等への対策の推進
	⑫生涯を通じた健康支 援	(1) 生涯を通じた健康支援
	⑬困難を抱えたあらゆる 女性等への支援と 多様性を尊重する環 境の整備	(1) 貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 (2) 高齢者・障害者・外国人等が安心して暮らせる環境の 整備

## 6 計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくりの推進

#### 重点目標1 男女共同参画の視点に立った意識の改革、社会制度・慣行の見直し

男女の地位の平等感については、依然として多くの方が、社会のさまざまな分野で男性優遇となっていると考えている。このため、社会制度や慣行などの中に差別や不平等な役割分担が認められ、それが個人の個性と能力の発揮を阻害すると考えられる場合には、社会全体で議論し、社会的合意を得ながら見直しを進めていくような気運の醸成を図る。

#### 重点目標2 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

男女がともに自立して個性と能力を発揮し、社会形成に参画するうえで、基礎となるのが教育・学習である。このため、男女共同参画に関する理解や認識を深めるため、主体的な進路を選択する能力と態度を身につけるような教育・学習の充実を図るとともに、人生100年時代を見据え、若者から高齢者までライフステージに応じて充実した生活を送れるよう、生涯を通じて学習に取り組める環境の整備を図る。

#### 重点目標3 国際的視点に立った男女共同参画の推進

「誰一人取り残さない」社会を目指し、国際社会が一致して取組みを進めている中で、男女共同参画社会の形成に取り組むにあたっては、持続可能な開発目標（SDGs）のほか、女子差別撤廃条約など国際的な規範や基準の周知・啓発を図るとともに、外国人住民と日本住民が、互いの文化や生活習慣などを尊重し、共にいきいきと安全・安心で豊かな生活を営むことができるよう、多文化共生社会の実現を図る。

### 基本目標Ⅱ あらゆる分野における女性の活躍の推進

#### 重点目標4 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

多様な人材を活用し、多様な視点を導入するため、また、社会における構成員の意思を公正に反映するため、あらゆる分野において、女性の参画を進めていくことが求められている。このため、女性の政策・方針決定過程への参画の推進について、県の取組みを進め、市町や企業などへの働きかけを行うとともに、人材の養成に努める。

#### 重点目標5 新しい働き方の推進等による仕事と生活の調和の実現

仕事と生活の調和を実現することは、健康の維持や地域社会への参画を可能にするとともに、育児・介護を含め、家族が安心して暮らし責任を果たすうえで重要である。平成30年には、長時間労働の是正や多様で柔軟な働き方の実現が盛り込まれた働き方改革関連法が成立したほか、令和2年には性別を理由とする差別的取扱い等を含む労働施策総合推進法等が改正された。こうした新しい働き方の推進等により仕事と生活の調和を実現するため、広報・啓発を実施するとともに、労働者が安心して働ける環境づくりに努める。

#### 重点目標6 働く場における女性の活躍推進

女性の有業率には、20代後半から出産や育児で退職し、40代から再就職する「M字カーブ」は緩やかになってきているものの、再就職にあたり非正規雇用となる場合が多いことなど、働く場において女性の力が十分に発揮できているとは言いがたい状況がある。一方で、人口減少社会を迎え労働力の減少が懸念されており、多様な視点の導入、人材の多様性を確保する観点からも、働きたい女性が希望に応じた働き方を選択することができ、その個性と能力を十分に発揮できるよう、企業の積極的な取組みを促すとともに、女性の継続就労や再就職に対する支援等を図る。

#### 重点目標7 農林水産業における男女共同参画の推進

農業において、女性は重要な役割を果たしているが、経営に主体的に参画している女性は少なく、また漁業においては、高齢化も進んでいる。このため、経営における女性の位置づけを明確にし、適正に評価されるよう社会的気運の醸成に努めるとともに、女性の起業家による取組みを支援する。また、高齢者の優れた知識や技術を次世代に円滑に継承していくための支援を行う。

## 重点目標8 地域における男女共同参画の推進

人口減少や少子高齢化、核家族や高齢者のみの世帯の増加、価値観の多様化などにより、地域や家庭が本来持っていた共助の機能は低下しつつあり、地域社会におけるつながりの希薄化が懸念されている。一方で、地域の課題やニーズは、多様化・複雑化しており、その解決には多様な視点、多様な主体を取り入れていくことが重要である。このため、地域における男女共同参画の重要性を周知・啓発するとともに、一人ひとりが地域の担い手として積極的に参画し、活力ある地域づくりを図る。

## 重点目標9 科学技術・学術における男女共同参画の推進

科学技術・学術は、将来にわたる発展のための基盤であり、少子高齢化が進展するなかで経済社会の持続可能な発展のためにも、男女がともにその能力を最大限に発揮し、活躍することが重要である。このため、次代を担う理工系女性人材の裾野の拡大に向け、女子中高生等の理工系進路選択や職業に対する興味関心を高める広報・啓発を実施するとともに、科学技術の魅力を伝えることができる理科教育の推進や、女性研究者・技術者が継続して活動できる環境整備などを行う。

## 基本目標Ⅲ 安全・安心に暮らせる社会の実現

### 重点目標10 防災における男女共同参画の推進

東日本大震災においては、被災地において復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍した一方で、様々な意思決定過程への女性の参画が十分に確保されず、避難所によっては、衛生用品等の生活必需品の不足や、食事の準備が女性に集中するなど様々な課題が明らかになった。このため、平常時から、防災体制の確立に女性の役割が重要であることを認識し、防災に係る意思決定過程への女性の参画拡大を推進するとともに、男女共同参画の視点から、事前の備え、避難所運営、被災者支援等を実施するなど防災現場での男女共同参画を推進する。

### 重点目標11 女性へのあらゆる暴力の根絶

女性への暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その予防と被害からの心身の回復のための取り組みや自立に向けた支援等を推進し暴力の根絶を図ることは、男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題である。暴力の形態によっては、発見が困難であるほか被害者が相談や届出ることには抵抗を感じる場合があるなど、潜在化しやすく被害が深刻化しやすい場合がある。このため、女性への暴力を許さない社会意識の醸成や相談窓口の周知、関係機関の連携強化などに取り組むとともに、被害者の意思を尊重した切れ目のない被害者支援に努める。

### 重点目標12 生涯を通じた健康支援

男女共同参画社会の形成に当たっては、男女が互いの身体的特徴を理解し合い、相手に対する思いやりを持つことや、みずから健康に関する正しい知識を身につけることが大切です。特に性と生殖に関する問題については、男女が互いに尊重することが不可欠であり、女性が安全に妊娠・出産できることの重要性を理解する必要があります。このため、妊娠から出産・子育てに至るまで、切れ目のない支援を図るとともに、働く世代へのがん対策、HIV/エイズや性感染症など健康をおびやかす問題についての総合的な対策を推進するとともに、こころに不安を抱える人や、その周辺の人を相談に繋げるための啓発活動に取り組む。

### 重点目標13 困難を抱えたあらゆる女性等への支援と多様性を尊重する環境の整備

男性と比較して、女性は、就業率が低く非正規雇用率が高いなど、貧困等の生活困窮状態に陥りがちな傾向があり、また社会生活を営むうえで困難を抱える人々が、女性であることでさらに複合的に困難な状況に置かれている場合がある。このため、生活面と就労面の両方からの支援、生活困窮世帯の子どもへの教育支援など、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援を行うほか、高齢者や障害者、外国人、性的思考・性自認(性同一性)に関すること、同和問題に関すること等で社会的困難を抱えている状況について、十分な理解と認識を持ち、人々が安心して暮らせる環境の整備を図る。